

(Partial Translation)

Certified Copy of Commercial Register

The Company, SIPEC Corporation, changed its name to Realize Advanced Technology Limited on June 29, 2005. The change of name was registered on June 30, 2005.

The main office was moved from 3-11-6, Ohtsuka, Bunkyo-ku, Tokyo Japan to 1-14-8, Nihonbashi-Ningyocho, Chuo-ku, Tokyo Japan on September 18, 2007. The change of address was registered on September 19, 2007.

This is a certified copy of Commercial Register.

This 26th day of September, 2007

Tokyo Legal Affairs Bureau

Registrar Kazuhiro SAITO (Seal)

履歴事項全部証明書

東京都中央区日本橋人形町一丁目14番8号
 リアライズ・アドバンステクノロジー株式会社
 会社法人等番号 0199-01-008396

商 号	サイベック株式会社	平成13年 7月 2日登記
	リアライズ・アドバンステクノロジー株式会社	平成17年 6月29日変更
		平成17年 6月30日登記
本 店	東京都文京区大塚三丁目11番6号	平成15年 4月14日移転
		平成15年 4月17日登記
	東京都中央区日本橋人形町一丁目14番8号	平成19年 9月18日移転
		平成19年 9月19日登記
公告をする方法	官報に掲載してする	
	官報に掲載する方法により行う。	平成18年 6月27日変更
		平成18年 6月30日登記
会社成立の年月日	昭和58年9月1日	
目 的	1. 図書の出版及び販売 2. インターネットを利用した各種情報提供サービス 3. 国際会議・講演会・各種イベントの企画、運営、実施 4. 人材の職業適性能力の開発のための研修の企画、運営、実施 5. 通信教育の企画及び開催 6. 有料職業紹介業及び労働者派遣事業 7. 工業所有権の取得、譲渡、貸与及び管理 8. 企業の提携、営業権の譲渡に関する指導・仲介及び斡旋 9. 経営コンサルティング業務 10. 半導体・液晶の設計及び製造に関するコンサルティング業務 11. 半導体集積回路及び半導体・液晶の製造技術に関する調査・研究開発の委託及び受託 12. 半導体集積回路の設計・製造・販売 13. 半導体集積回路基板（ボード）及びディスク装置の設計・製造・販売 14. コンピュータソフトウェアの設計・製造・販売 15. 半導体・液晶の製造に関する検査の請負 16. 半導体・液晶の製造設備、装置のメンテナンス業務 17. 半導体・液晶の製造設備・装置出荷、受入検査の請負 18. 半導体・液晶の製造設備・装置の設計、施工、保守及び管理 19. 半導体・液晶の製造設備・装置・材料及び部品の製造、販売及び輸出入 20. 学会・協会・研究会等の文書管理事務及び経理の請負 21. 広告代理店業	

東京都中央区日本橋人形町一丁目14番8号
 リアライズ・アドバンステクノロジー株式会社
 会社法人等番号 0199-01-008396

	22. 有価証券の保有及び運用 23. 前各号に附帯する一切の業務 平成14年 7月 1日変更 平成14年 7月 1日登記	
発行可能株式総数	2万5000株	平成15年12月15日変更 平成15年12月19日登記
発行済株式の総数 並びに種類及び数	発行済株式の総数 5718株	平成15年11月27日変更 平成15年12月19日登記
	発行済株式の総数 7438株 各種の株式の数 普通株式 7166株 優先株式 272株 ①第1回優先株式 272株	平成16年 1月23日変更 平成16年 1月26日登記
	発行済株式の総数 7609株 各種の株式の数 普通株式 7337株 優先株式 272株 ①第1回優先株式 272株	平成17年 3月17日変更 平成17年 4月 1日登記
	発行済株式の総数 8809株 各種の株式の数 普通株式 8537株 優先株式 272株 ①第1回優先株式 272株	平成18年 3月29日変更 平成18年 3月30日登記
	発行済株式の総数 9609株 各種の株式の数 普通株式 9337株 優先株式 272株 ①第1回優先株式 272株	平成18年 4月27日変更 平成18年 4月28日登記
	発行済株式の総数 1万289株 各種の株式の数 普通株式 1万17株 優先株式 272株 ①第1回優先株式 272株	平成19年 2月28日変更 平成19年 3月 1日登記

東京都中央区日本橋人形町一丁目14番8号
 リアライズ・アドバンステクノロジー株式会社
 会社法人等番号 0199-01-008396

	発行済株式の総数 1万689株 各種の株式の数 普通株式 1万417株 優先株式 272株 ①第1回優先株式 272株	平成19年 5月30日変更
		平成19年 6月 1日登記
株券を発行する旨の定め	当会社の株式については、株券を発行する	平成17年法律第87号第136条の規定により平成18年 5月 3日登記
	当会社は、株式に係る株券を発行する。 平成18年 6月27日変更	平成18年 6月30日登記
資本金の額	金1億5875万円	平成15年11月27日変更
		平成15年12月19日登記
	金2億6625万円	平成16年 1月23日変更
		平成16年 1月26日登記
	金2億8105万6890円	平成17年 3月17日変更
		平成17年 4月 1日登記
	金3億7105万6890円	平成18年 3月29日変更
		平成18年 3月30日登記
	金4億3105万6890円	平成18年 4月27日変更
		平成18年 4月28日登記
	金4億5505万6890円	平成19年 2月28日変更
		平成19年 3月 1日登記
	金4億4805万6890円	
		平成19年 4月25日更正
	金4億8405万6890円	平成19年 5月30日変更
		平成19年 6月 1日登記

東京都中央区日本橋人形町一丁目14番8号
リアライズ・アドバンステクノロジー株式会社
会社法人番号 0199-01-008396

発行可能種類株式
総数及び発行する
各種類の株式の内
容

普通株式 2万株

優先株式 5000株

普通株式につき消却があった場合、または優先株式につき消却もしくは普通株式への転換があった場合には、それぞれこれに相当する株式数を減ずる。

優先株主に対する配当金

1. 当会社は、定款第36条に定める利益配当を行うときは、各決算期最終の株主名簿に記載または記録された最終の優先株式を有する株主（以下「優先株主」という。）または優先株式の登録質権者（以下「優先登録質権者」という。）に対し、各決算期最終の株主名簿に記載または記録された普通株式を有する株主（以下「普通株主」という。）または普通株式の登録質権者（以下「普通登録質権者」という。）に先立ち、優先株式1株につき年1万円を上限として、優先株式の発行に際して取締役会で定める額の利益配当金（以下「優先配当金」という。）を支払う。
2. ある営業年度において優先株主または優先登録質権者に対して支払う利益配当金の額が優先配当金の額に達しないときは、その不足額は翌営業年度以降に累積しない。
3. 優先株主または優先登録質権者に対しては、優先利益配当金のほか、普通株主および普通登録質権者に対して支払う利益配当金と同額の利益配当金を支払う。

優先株主に対する残余財産の分配

1. 当会社は、残余財産を分配するときは、優先株主または優先登録質権者に対し、普通株主および普通登録質権者に先立ち、優先株式1株につき優先株式払込金に相当する金額（但し、優先株式につき、株式分割、株式併合、またはこれに類する事由があったときは、適切に調整される。）（以下「優先残余財産分配額」という。）を支払う。
2. 優先残余財産分配額が支払われた後に、なお残余財産がある場合には、優先株式がすべて定款第20条により普通株式に転換されたときとみなして、優先株主または優先登録質権者および普通株主または普通登録質権者の間で平等に分配する。

優先株主の議決権

1. 優先株主は、当会社の株主総会において議決権を有しない。
2. 優先株主は①商法中総株主の議決権の100分の1、100分の3又は10分の1以上を有する株主の権利の行使についての規定、並びに、②同法第245条ノ5第6項、第358条第8項、第374条ノ2第8項及び第413条ノ3第8項の規定の適用については議決権を有しないものとみなす。

株式の併合・分割及び優先株主に対する新株引受権等

1. 当会社は、株式の分割または併合を行うときは、普通株式および優先株式ごとに同時に同一割合でこれを行う。
2. 当会社は、株主に新株の引受権、新株予約権の引受権または新株予約権付社債の引受権を与えるときは、普通株主には普通株式の、優先株主には優先株式の、新株の引受権、新株予約権の引受権または新株予約権付社債の引受権を、それぞれ同時に同一割合で与える。

平成15年12月15日設定 平成15年12月19日登記

東京都中央区日本橋人形町一丁目14番8号
 リアライズ・アドバンステクノロジー株式会社
 会社法人番号 0199-01-008395

普通株式 2万株

優先株式 5,000株

普通株式につき消却があった場合、または優先株式につき消却もしくは普通株式への転換があった場合には、それぞれこれに相当する株式数を減ずる。

優先株主に対する配当金

1. 当会社は、定款第34条に定める利益配当を行うときは、各決算期最終の株主名簿に記載または記録された最終の優先株式を有する株主（以下「優先株主」という。）または優先株式の登録質権者（以下「優先登録質権者」という。）に対し、各決算期最終の株主名簿に記載または記録された普通株式を有する株主（以下「普通株主」という。）または普通株式の登録質権者（以下「普通登録質権者」という。）に先立ち、優先株式1株につき年1万円を上限として、優先株式の発行に際して取締役会で定める額の利益配当金（以下「優先配当金」という。）を支払う。
2. ある営業年度において優先株主または優先登録質権者に対して支払う利益配当金の額が優先配当金の額に達しないときは、その不足額は翌営業年度以降に累積しない。
3. 優先株主または優先登録質権者に対しては、優先利益配当金のほか、普通株主および普通登録質権者に対して支払う利益配当金と同額の利益配当金を支払う。

優先株主に対する残余財産の分配

1. 当会社は、残余財産を分配するときは、優先株主または優先登録質権者に対し、普通株主および普通登録質権者に先立ち、優先株式1株につき優先株式払込金に相当する金額（但し、優先株式につき、株式分割、株式併合、またはこれに類する事由があったときは、適切に調整される。）（以下「優先残余財産分配額」という。）を支払う。
2. 優先残余財産分配額が支払われた後に、なお残余財産がある場合には、優先株式がすべて定款第18条により普通株式に転換されたときとみなして、優先株主または優先登録質権者および普通株主または普通登録質権者の間で平等に分配する。

優先株主の議決権

1. 優先株主は、当会社の株主総会において議決権を有しない。
2. 優先株主は①商法中総株主の議決権の100分の1、100分の3又は10分の1以上を有する株主の権利の行使についての規定、並びに、②同法第245条ノ5第6項、第358条第8項、第374条ノ2第8項及び第413条ノ3第8項の規定の適用については議決権を有しないものとみなす。

株式の併合・分割及び優先株主に対する新株引受権等

1. 当会社は、株式の分割または併合を行うときは、普通株式および優先株式ごとに同時に同一割合でこれを行う。
2. 当会社は、株主に新株の引受権、新株予約権の引受権または新株予約権付社債の引受権を与えるときは、普通株主には普通株式の、優先株主には優先株式の、新株の引受権、新株予約権の引受権または新株予約権付社債の引受権を、それぞれ同時に同一割合で与える。

平成17年 6月29日変更 平成17年 6月30日登記

普通株式 2万株

優先株式 5,000株

普通株式につき消却があった場合、または優先株式につき消却もしくは普通株式への転換があった場合には、それぞれこれに相当する株式数を減ずる。

優先株主に対する配当金

1. 当会社は、定款第37条に定める剰余金の配当を行うときは、各決算期最

東京都中央区日本橋人形町一丁目14番8号
 リアライズ・アドバンステクノロジー株式会社
 会社法人等番号 0199-01-008396

終の株主名簿に記載または記録された最終の優先株式を有する株主（以下「優先株主」という。）または優先株式の登録株式質権者（以下「優先登録株式質権者」という。）に対し、各決算期最終の株主名簿に記載または記録された普通株式を有する株主（以下「普通株主」という。）または普通株式の登録株式質権者（以下「普通登録株式質権者」という。）に先立ち、優先株式1株につき年1万円を上限として、優先株式の発行に際して取締役会で定める額の剰余金の配当（以下「優先剰余金の配当」という。）を支払う。

2. ある事業年度において優先株主または優先登録株式質権者に対して支払う剰余金の配当の額が優先剰余金の配当の額に達しないときは、その不足額は翌事業年度以降に累積しない。
3. 優先株主または優先登録株式質権者に対しては、優先剰余金の配当のほか、普通株主および普通登録株式質権者に対して支払う剰余金の配当と同額の剰余金の配当を支払う。

優先株主に対する剰余財産の分配

1. 当社は、剰余財産を分配するときは、優先株主または優先登録株式質権者に対し、普通株主および普通登録株式質権者に先立ち、優先株式1株につき優先株式払込金に相当する金額（但し、優先株式につき、株式分割、株式併合、またはこれに類する事由があったときは、適切に調整される。）（以下「優先剰余財産分配額」という。）を支払う。
2. 優先剰余財産分配額が支払われた後に、なお剰余財産がある場合には、優先株式がすべて足款第18条により普通株式に転換されたときみなして、優先株主または優先登録株式質権者および普通株主または普通登録株式質権者の間で平等に分配する。

優先株主の議決権

1. 優先株主は、当社の株主総会において議決権を有しない。

株式の併合・分割及び優先株主に対する新株引受権等

1. 当社は、株式の分割または併合を行うときは、普通株式および優先株式ごとに同時に同一割合でこれを行う。
2. 当社は、株主に新株の引受権、新株予約権の引受権または新株予約権付社債の引受権を与えときは、普通株主には普通株式の、優先株主には優先株式の、新株の引受権、新株予約権の引受権または新株予約権付社債の引受権を、それぞれ同時に同一割合で与える。

優先株式についての株主の取得請求権に関する定め

優先株式の株主は、会社に対し、優先株式の取得を請求することができる。
 会社は、優先株式の取得と引換えに、次の算定方法により算出される数の普通株式を交付する。

普通株式交付の条件

- (1) 当初の普通株式交付の価額（以下「転換価額」という。）は、1株につき金12万5000円とする。
- (2) 転換価額の調整
 - (i) 株式の分割等により当会社普通株式を発行する場合、以下の算式により転換価額を調整する。但し、以下の算式における「発行済普通株式数」には、自己株式の数および株式分割により自己株式に割り当てられる株式の数を含まないものとする。調整後の転換価額は、株式分割のための割当期日の翌日以降これを適用する。

株式分割前発行済普通株式数

調整後転換価額＝調整前転換価額 × $\frac{\text{株式分割前発行済普通株式数}}{\text{株式分割後発行済普通株式数}}$

株式分割後発行済普通株式数

- (ii) 当会社普通株式の株式併合等を行う場合には、株式併合等の効力発生のときをもって次の算式により転換価額を調整する。但し、以下の算

東京都中央区日本橋人形町一丁目14番8号
 リアライズ・アドバンステクノロジー株式会社
 会社法人等番号 0199-01-008396

	式における「発行済普通株式数」には、自己株式の数は含まないものとする。 $\text{調整後転換価額} = \text{調整前転換価額} \times \frac{\text{株式併合前発行済普通株式数}}{\text{株式併合後発行済普通株式数}}$ (注) 調整前の転換価額を下回る金額をもって当会社の普通株式を発行(発行に代えて当会社が保有する自己株式を処分する場合を含む。以下同じ。)する場合等には、次の算式(以下「転換価額調整式」という。)により転換価額を調整する。なお、調整後の転換価額は、払込期日の翌日以降これを適用する。なお、転換価額調整式の「既発行株式数」には自己株式数を含まないものとする。 $\text{調整後転換価額} = \text{調整前転換価額} \times \frac{\text{新発行普通株式数} \times 1 \text{株当り払込金額} + \text{既発行普通株式数}}{\text{調整前転換価額}}$ (既発行普通株式数+新規発行普通株式数) (3) 取得により交付すべき普通株式数 本優先株式の取得により交付すべき当会社の普通株式の株式数は、優先株主が取得請求のために提出した本優先株式の発行価額(ただし、本優先株式につき株式分割、株式併合またはこれに類する事由があつた場合には適切に調整される。)の総額を、転換価額で除した数とする。ただし、100分の1株未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てる。 取得を請求することができる期間 平成16年4月1日以降 平成18年 6月27日変更 平成18年 6月30日登記
転換予約権付株式の発行に関する定め	優先株主は、発行に際して取締役会の決議で定める転換を請求しうべき期間中、当該決議で定める転換の条件で、優先株式の普通株式への転換を請求することができる。 平成15年12月15日設定 平成15年12月19日登記

東京都中央区日本橋人形町一丁目14番8号
 リアライズ・アドバンステクノロジー株式会社
 会社法人等番号 0199-01-008396

転換予約権付株式の転換の条件及び転換請求期間（定款に定めのない場合）	<u>第1回優先株式についての転換の定め</u> <u>転換の条件</u> <u>(1) 当初の転換価額は、1株につき金12万5000円とする。</u> <u>(2) 転換価額の調整</u> <u>(i) 株式の分割等により当会社普通株式を発行する場合、以下の算式により転換価額を調整する。但し、以下の算式における「発行済普通株式数」には、自己株式の数および株式分割により自己株式に割り当てられる株式の数を含まないものとする。調整後の転換価額は、株式分割のための割当期日の翌日以降これを適用する。</u> $\text{調整後転換価額} = \text{調整前転換価額} \times \frac{\text{株式分割前発行済普通株式数}}{\text{株式分割後発行済普通株式数}}$ <u>(ii) 当会社普通株式の株式併合等を行う場合には、株式併合等の効力発生のときをもって次の算式により転換価額を調整する。但し、以下の算式における「発行済普通株式数」には、自己株式の数は含まないものとする。</u> $\text{調整後転換価額} = \text{調整前転換価額} \times \frac{\text{株式併合前発行済普通株式数}}{\text{株式併合後発行済普通株式数}}$ <u>(iii) 調整前の転換価額を下回る金額をもって当会社の普通株式を発行（発行に代えて当会社が保有する自己株式を処分する場合を含む。以下同じ。）する場合等には、次の算式（以下「転換価額調整式」という。）により転換価額を調整する。なお、調整後の転換価額は、払込期日の翌日以降これを適用する。なお、転換価額調整式の「既発行株式数」には自己株式数を含まないものとする。</u> $\text{調整後転換価額} = \text{調整前転換価額} \times \frac{\text{既発行普通株式数} + \text{新発行普通株式数} \times 1 \text{株当り払込金額}}{\text{既発行普通株式数} + \text{新規発行普通株式数}}$ <u>(3) 転換により発行すべき普通株式数</u> <u>本優先株式の転換により発行すべき当会社の普通株式の株式数は、優先株主が転換請求のために提出した本優先株式の発行価額（ただし、本優先株式につき株式分割、株式併合またはこれに類する事由があった場合には適切に調整される。）の総額を、転換価額で除した数とする。ただし、100分の1株未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てる。</u> <u>普通株式への転換予約権行使期間</u> <u>平成16年4月1日以降</u> <u>平成16年 1月23日設定 平成16年 1月26日登記</u>
株式の譲渡制限に関する規定	<u>当会社の株式を譲渡するには、取締役会の承認を受けなければならない。</u> <u>当会社の株式の譲渡による取得については、株主または取得者は取締役会の承認を受けなければならない。</u> <u>平成18年 6月27日変更 平成18年 6月30日登記</u>
株主名簿管理人の氏名又は名称及び住所並びに営業所	東京都中央区八重洲一丁目2番1号 みずほ信託銀行株式会社本店証券代行部 <u>平成17年 6月29日設置 平成17年 6月30日登記</u>

東京都中央区日本橋人形町一丁目14番8号
 リアライズ・アドバンステクノロジー株式会社
 会社法人等番号 0199-01-008396

端株原簿名義書換 代理人の氏名及び 住所並びに営業所	東京都中央区八重洲一丁目2番1号 みずほ信託銀行株式会社本店証券代行部 平成17年 6月29日設置 平成17年 6月30日登記		
	平成18年 6月27日端株 原簿名義書換代理人みずほ信 託銀行株式会社本店証券代行 部を廃止 平成18年 6月30日登記		
役員に関する事項	取締役	村 川 順 之	平成15年 6月13日重任 平成15年 6月25日登記
	取締役	村 川 順 之	平成16年 6月29日重任 平成16年 7月13日登記
	取締役	村 川 順 之	平成17年 6月29日重任 平成17年 6月30日登記
	取締役	村 川 順 之	平成18年 6月27日重任 平成18年 6月30日登記
	取締役	村 川 順 之	平成19年 6月28日重任 平成19年 7月11日登記
	取締役	村 口 和 孝	平成15年 6月13日重任 平成15年 6月25日登記
	(社外取締役)		
	取締役	村 口 和 孝	平成16年 6月29日重任 平成16年 7月13日登記
	(社外取締役)		
	取締役	村 口 和 孝	平成17年 6月29日重任 平成17年 6月30日登記
	(社外取締役)		
	取締役	村 口 和 孝	平成18年 6月27日重任 平成18年 6月30日登記
	(社外取締役)		
	取締役	村 口 和 孝	平成19年 6月28日重任 平成19年 7月11日登記
	(社外取締役)		

東京都中央区日本橋人形町一丁目14番8号
 リアライズ・アドバンステクノロジー株式会社
 会社法人番号 0199-01-008396

	取締役 <u>大坪 隆之</u>	平成15年 6月13日重任
		平成15年 6月25日登記
		平成16年 3月31日辞任
		平成16年 7月13日登記
	取締役 <u>増田 尚也</u>	平成15年 6月13日重任
		平成15年 6月25日登記
	取締役 <u>増田 尚也</u>	平成16年 6月29日重任
		平成16年 7月13日登記
	取締役 <u>増田 尚也</u>	平成17年 6月29日重任
		平成17年 6月30日登記
		平成18年 6月27日退任
		平成18年 6月30日登記
	取締役 <u>水野 泰安</u> (社外取締役)	平成15年12月15日就任
		平成15年12月19日登記
	取締役 <u>水野 泰安</u> (社外取締役)	平成16年 6月29日重任
		平成16年 7月13日登記
	取締役 <u>水野 泰安</u> (社外取締役)	平成17年 6月29日重任
		平成17年 6月30日登記
		平成18年 6月27日退任
		平成18年 6月30日登記
	取締役 <u>鈴木 則夫</u>	平成16年 6月29日就任
		平成16年 7月13日登記
	取締役 <u>鈴木 則夫</u>	平成17年 6月29日重任
		平成17年 6月30日登記
		平成17年11月30日辞任
		平成17年12月27日登記

東京都中央区日本橋人形町一丁目14番8号
 リアライズ・アドバンステクノロジー株式会社
 会社法人等番号 0199-01-008396

	<u>取締役</u>	<u>吉川和博</u>	平成17年 6月29日就任
			平成17年 6月30日登記
	<u>取締役</u>	<u>吉川和博</u>	平成18年 6月27日重任
			平成18年 6月30日登記
	<u>取締役</u>	<u>吉川和博</u>	平成19年 6月28日重任
			平成19年 7月11日登記
	<u>取締役</u>	<u>深水克郎</u>	平成17年 6月29日就任
			平成17年 6月30日登記
			平成18年 3月30日辞任
			平成18年 3月30日登記
	<u>取締役</u>	<u>宮崎文雄</u>	平成18年 6月27日就任
			平成18年 6月30日登記
	<u>取締役</u>	<u>宮崎文雄</u>	平成19年 6月28日重任
			平成19年 7月11日登記
	<u>取締役</u>	<u>石井篤</u>	平成18年 6月27日就任
			平成18年 6月30日登記
	<u>(社外取締役)</u>	<u>石井篤</u>	平成19年 6月28日重任
			平成19年 7月11日登記
	<u>取締役</u>	<u>戸賀崎邦彰</u>	平成19年 9月 7日就任
			平成19年 9月19日登記
	<u>取締役</u>	<u>松澤実</u>	平成19年 9月 7日就任
			平成19年 9月19日登記

東京都中央区日本橋人形町一丁目14番8号
 リアライズ・アドバンステクノロジー株式会社
 会社法人等番号 0199-01-008396

	千葉県千葉市花見川区花園町2473番地の10	平成15年 6月13日重任
	代表取締役 村川 順之	平成15年 6月25日登記
	千葉県千葉市花見川区花園町2473番地の10	平成16年 6月29日重任
	代表取締役 村川 順之	平成16年 7月13日登記
	千葉県千葉市花見川区花園町2473番地の10	平成17年 6月29日重任
	代表取締役 村川 順之	平成17年 6月30日登記
	千葉県千葉市花見川区花園町2473番地の10	平成18年 6月27日重任
	代表取締役 村川 順之	平成18年 6月30日登記
	千葉県千葉市花見川区花園町2473番地の10	平成19年 6月28日重任
	代表取締役 村川 順之	平成19年 7月11日登記
	神奈川県横浜市金沢区並木三丁目7番5-103号	平成15年 6月13日重任
	代表取締役 増田 尚也	平成15年 6月25日登記
	神奈川県横浜市金沢区並木三丁目7番5-103号	平成16年 6月29日重任
	代表取締役 増田 尚也	平成16年 7月13日登記
		平成17年 6月29日重任
		平成17年 6月30日登記
	監査役 小林 健伸	平成15年 6月13日重任
		平成15年 6月25日登記
	監査役 小林 健伸	平成16年 6月29日重任
		平成16年 7月13日登記
		平成18年 6月27日重任
		平成18年 6月30日登記
	監査役 牧 千 雄	平成15年 6月13日重任
		平成15年 6月25日登記
	監査役 牧 千 雄	平成16年 6月29日重任
		平成16年 7月13日登記

東京都中央区日本橋人形町一丁目14番8号
 リアライズ・アドバンステクノロジー株式会社
 会社法人等番号 0199-01-008396

	監査役 小 林 乾 泰	平成16年 6月29日就任
		平成16年 7月13日登記
	監査役 山 本 明 彦	平成18年 6月27日就任
		平成18年 6月30日登記
社外取締役等の会社に対する責任の制限に関する規定	当会社は、商法第266条第19項の規定により、社外取締役との間に、同条第1項第5号の行為による賠償責任を限定する契約を締結することができる。 <u>但し、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、金10万円以上であらかじめ定めた金額または法令が規定する額のいずれか高い額とする。</u> 平成15年12月15日設定 平成15年12月19日登記	
	当会社は、会社法第427条第1項の規定により、社外取締役との間に、同法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結することができる。但し、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、金10万円以上であらかじめ定めた金額又は法令が規定する額のいずれか高い額とする。 平成18年 6月27日変更 平成18年 6月30日登記	
支 店	1 熊本県合志市福原1番地35	平成18年 9月25日設置
		平成18年 9月25日登記
	熊本県合志市福原1番地15	平成19年 6月11日移転
		平成19年 7月11日登記
新株予約権	第1回新株予約権 新株予約権の数 300個 新株予約権の目的たる株式の種類及び数 普通株式 300株 新株予約権1個につき普通株式1株。なお、当社が株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により目的たる株式の数を調整するものとする。 $\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \frac{\text{分割・併合の比率}}{\text{調整前株式数}}$ また、当社がその時点における本新株予約権の目的たる株式1株あたりの払込金額（以下、単に「払込金額」という。）を下回る1株あたりの発行金額（以下、単に「発行価額」という。）によって株主割当による新株発行を行う場合、次の算式によりその時点における目的たる株式の数を調整するものとする。 $\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \frac{\text{調整前払込金額}}{\text{調整後払込金額}}$ ただし、以上の調整は、本新株予約権のうち、当該時点で対象者が新株予約権を行使していない本新株予約権の目的たる株式の数についてのみ行われ、調整の結果生じる1株未満の株式（当社が単元株制度を採用した場合は、単元未満株式）については、これを切り捨てるものとする。 また、当社が他社と吸収合併もしくは新設合併を行い本件新株予約権が承継される場合、または当社が新設分割もしくは吸収分割を行う場合、当社は必要と認める株式数の調整を行うものとする。	

東京都中央区日本橋人形町一丁目14番8号
リアライズ・アドバンステクノロジー株式会社
会社法人等番号 0199-01-003396

	各新株予約権の発行価額 無償 各新株予約権の行使に際して払込みをすべき金額 本新株予約権1個当たりの払込金額は、1株あたりの払込金額12万5000円に、新株予約権1個の株式数を乗じた金額とする。 なお、当社が株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式によりその時点における払込金額を調整し、調整の結果生じる1円未満の端数は切り上げるものとする。 $\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$ また、当社がその時点における払込金額を下回る発行価額によって新株発行または自己株式の処分を行う場合、次の算式によりその時点における払込金額を調整し、調整の結果生じる1円未満の端数は切り上げるものとする。 $\text{調整後払込金額} = \frac{\text{既発行株式数} \times \text{調整前払込金額} + \text{新発行株式数} \times \text{1株あたり発行価額} \text{又は} \text{処分株式数} \times \text{又は処分価額}}{\text{既発行株式数} + \text{新発行株式数} \text{又は} \text{処分株式数}}$ 上記において「既発行株式数」とは、発行済み株式総数から当社が保有する自己株式数を控除した数とする。 さらに、当社が他社と吸収合併もしくは新設合併を行い本件新株予約権が承継される場合、または当社が新設分割もしくは吸収分割を行う場合、当社は必要と認める行使価額の調整を行う。 新株予約権を行使することができる期間 平成18年6月30日から平成26年6月29日まで 新株予約権の行使の条件（払込価額及び行使期間を除く。） ①割当を受けるものは、本新株予約権の行使時においても、継続的に当社ならびに当社子会社の取締役、従業員またはこれらに準じる地位にあることを要する。ただし、任期満了により退任した場合または定年で退職した場合は、なおその後も権利を行使することができる。 ②新株予約権者が死亡した場合、相続人が新株予約権者の死亡日より1年以内（ただし、権利行使期間の末日を超えない。）に限り、権利を行使することができる。 ③新株予約権の質入れその他一切の処分は認めない。
--	---

東京都中央区日本橋人形町一丁目14番8号
 リアライズ・アドバンステクノロジー株式会社
 会社法人等番号 0199-01-008396

会社が新株予約権を消却することができる事由及び消却の条件

①当社が他社と吸収合併もしくは新設合併を行い本新株予約権が継承されない場合、または当社が他社と株式交換を行い完全子会社となり本新株予約権が継承されない場合は、その議案が株主総会で承認されたとき、本新株予約権は無償で消却する。

②新株予約権者が権利行使をする前に行使の条件に該当しなくなったため新株予約権を行使できなくなった場合、当該新株予約権については無償で消却することができる。

(会社が新株予約権を取得することができる事由及び取得の条件)

①当社が他社と吸収合併もしくは新設合併を行い本新株予約権が継承されない場合、または当社が他社と株式交換を行い完全子会社となり本新株予約権が継承されない場合は、その議案が株主総会で承認されたとき、当社は本新株予約権を無償で取得する。

②新株予約権者が権利行使をする前に行使の条件に該当しなくなったため新株予約権を行使できなくなった場合、当社は当該新株予約権については無償で取得することができる。

平成18年 5月 1日変更 平成18年 6月30日登記

平成17年 4月 1日登記

第2回新株予約権

新株予約権の数

400個

新株予約権の目的たる株式の種類及び数

普通株式 400株

新株予約権1個につき普通株式1株。なお、当社が株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により目的たる株式の数を調整するものとする。

調整後株式数＝調整前株式数×分割・併合の比率

また、当社がその時点における本新株予約権の目的たる株式1株あたりの払込金額（以下、単に「払込金額」という。）を下回る1株あたりの発行金額（以下、単に「発行価額」という。）によって株主割当による新株発行を行う場合、次の算式によりその時点における目的たる株式の数を調整するものとする。

調整前払込金額

調整後株式数＝調整前株式数× $\frac{\text{調整前払込金額}}{\text{調整後払込金額}}$

調整後払込金額

ただし、以上の調整は、本新株予約権のうち、当該時点で対象者が新株予約権を行使していない本新株予約権の目的たる株式の数についてのみ行われ、調整の結果生じる1株未満の株式（当社が単元株制度を採用した場合は、単元未満株式）については、これを切り捨てるものとする。

また、当社が他社と吸収合併もしくは新設合併を行い本件新株予約権が承継される場合、または当社が新設分割もしくは吸収分割を行う場合、当社は必要と認める株式数の調整を行うものとする。

各新株予約権の発行価額

無償

東京都中央区日本橋人形町一丁目14番8号
 リテライズ・アドバンステクノロジー株式会社
 会社法人等番号 0199-01-008396

各新株予約権の行使に際して払込みをすべき金額

本新株予約権1個当たりの払込金額は、1株あたりの払込金額15万円に、
 新株予約権1個の株式数を乗じた金額とする。

なお、当社が株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式によりその時点に
 おける払込金額を調整し、調整の結果生じる1円未満の端数は切り上げるも
 のとする。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、当社がその時点における払込金額を下回る発行価額によって新株発行
 または自己株式の処分を行う場合、次の算式によりその時点における払込金
 額を調整し、調整の結果生じる1円未満の端数は切り上げるものとする。

調整後払込金額＝調整前払込金額×

$$\frac{\text{既発行} + \frac{\text{新発行株式数}}{\text{又は処分株式数}} \times \frac{1 \text{株あたり発行価額}}{\text{又は処分価額}}}{\text{株式数}} \times \text{調整前払込金額}$$

既発行株式数＋新発行株式数又は処分株式数

上記において「既発行株式数」とは、発行済み株式総数から当社が保有する
 自己株式数を控除した数とする。

さらに、当社が他社と吸収合併もしくは新設合併を行い本件新株予約権が承
 継される場合、または当社が新設分割もしくは吸収分割を行う場合、当社は
 必要と認める行使価額の調整を行う。

新株予約権を行使することができる期間

平成19年6月30日から平成27年6月29日まで

新株予約権の行使の条件（払込価額及び行使期間を除く。）

①割当を受けるものは、本新株予約権の行使時においても、継続的に当
 社ならびに当社子会社の取締役、従業員またはこれらに準じる地位に
 あることを要する。ただし、任期満了により退任した場合または定年
 で退職した場合は、なおその後も権利を行使することができる。

②新株予約権者が死亡した場合、相続人が新株予約権者の死亡日より1
 年以内（ただし、権利行使期間の末日を超えない。）に限り、権利を
 行使することができる。

③新株予約権の買入れその他一切の処分は認めない。

東京都中央区日本橋人形町一丁目14番8号
 リアライズ・アドバンステクノロジー株式会社
 会社法人等番号 0199-01-009396

会社が新株予約権を消却することができる事由及び消却の条件

①当社が他社と吸収合併もしくは新設合併を行い本新株予約権が継承されない場合、または当社が他社と株式交換を行い完全子会社となり本新株予約権が継承されない場合は、その議案が株主総会で承認されたとき、本新株予約権は無償で消却する。

②新株予約権者が権利行使をする前に行使の条件に該当しなくなったため新株予約権を行使できなくなった場合、当該新株予約権については無償で消却することができる。

(会社が新株予約権を取得することができる事由及び取得の条件)

①当社が他社と吸収合併もしくは新設合併を行い本新株予約権が継承されない場合、または当社が他社と株式交換を行い完全子会社となり本新株予約権が継承されない場合は、その議案が株主総会で承認されたとき、当社は本新株予約権を無償で取得する。

②新株予約権者が権利行使をする前に行使の条件に該当しなくなったため新株予約権を行使できなくなった場合、当社は当該新株予約権については無償で取得することができる。

平成18年 5月 1日変更

平成18年 6月30日登記

平成17年12月27日登記

第3回新株予約権

新株予約権の数

700個

新株予約権の目的たる株式の種類及び数又はその算定方法

当社普通株式 700株

新株予約権1個につき普通株式1株。なお、当社が株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により目的たる株式の数を調整するものとする。

調整後株式数＝調整前株式数×分割・併合の比率

また、当社がその時点における本新株予約権の目的たる株式1株あたりの払込金額（以下、単に「払込金額」という。）を下回る1株あたりの発行金額（以下、単に「発行価額」という。）によって株主割当による新株発行を行う場合、次の算式によりその時点における目的たる株式の数を調整するものとする。

調整前払込金額

調整後株式数＝調整前株式数×

調整後払込金額

ただし、以上の調整は、本新株予約権のうち、当該時点で対象者が新株予約権を行使していない本新株予約権の目的たる株式の数についてのみ行われ、調整の結果生じる1株未満の株式（当社が単元株制度を採用した場合は、単元未満株式）については、これを切り捨てるものとする。

また、当社が他社と吸収合併もしくは新設合併を行い本新株予約権が継承される場合、または当社が新設分割もしくは吸収分割を行う場合、当社は必要と認める株式数の調整を行うものとする。

募集新株予約権の払込金額若しくはその算定方法又は払込を要しないとする旨無償

新株予約権の行使に際して出資される財産の価額又はその算定方法

本新株予約権1個当たりの払込金額は、1株あたりの払込金額18万円に、新株予約権1個の株式数を乗じた金額とする。

なお、当社が株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式によりその時点における払込金額を調整し、調整の結果生じる1円未満の端数は切り上げるものとする。

東京都中央区日本橋人形町一丁目14番8号
 リアライズ・アドバンステクノロジー株式会社
 会社法人等番号 0199-01-008396

金1900万円

平成15年12月15日変更 平成16年 1月26日登記

金1700万円

平成16年 3月31日変更 平成16年 7月13日登記

金1500万円

平成18年 6月 5日変更 平成18年 6月30日登記

金1400万円

平成19年 2月16日変更 平成19年 3月 1日登記

各新株引受権付社債につき払い込んだ金額

金額

新株の引受権の内容

①権利行使により発行すべき株式数

本新株引受権証券1枚につきその割当金額（金100万円）を行使価額で除した数とし、同一本新株引受権者が同一機会に複数の本新株引受権証券を提出した場合は、当該枚数と割当金額の積を行使価額で除した数とする。

ただし、本新株引受権の行使により1株未満の端数が生じるときは、その端数は切り捨てる。各本新株引受権の一部行使の場合には、その残余については、これを放棄したものとみなす。

②新株の引受権の行使により発行する株式の発行価額（行使価額）

当初1株につき金5万円

③行使価額の調整

行使価額は、当会社が新株引受権付社債発行後、行使価額を下回る払込金額で新株式を発行する場合は、次の算式により調整される。

（コンバージョン・ブライズ方式）

既発行 調整前 新発行 1株当り
 調整後 株式数×行使価額+株式数×払込金額
 行使価額＝

既発行株式数+新発行株式数

なお、合併、資本の減少、株式の分割・併合、その他本新株引受権の要項に定める一定の場合にも調整されるものとし、いかなる場合においても行使価額は当社額面普通株式の額面金額を下回らないものとする。

④新株の引受権の行使により発行する株式の内容

1株の額面金額5万円の額面普通株式

①権利行使により発行すべき株式数

本新株引受権証券1枚につきその割当金額（金100万円）を行使価額で除した数とし、同一本新株引受権者が同一機会に複数の本新株引受権証券を提出した場合は、当該枚数と割当金額の積を行使価額で除した数とする。

ただし、本新株引受権の行使により1株未満の端数が生じるときは、その端数は切り捨てる。各本新株引受権の一部行使の場合には、その残余については、これを放棄したものとみなす。

②新株の引受権の行使により発行する株式の発行価額（行使価額）

当初1株につき金5万円

③行使価額の調整

行使価額は、当会社が新株引受権付社債発行後、行使価額を下回る払込金額で新株式を発行する場合は、次の算式により調整される。

（コンバージョン・ブライズ方式）

既発行 調整前 新発行 1株当り
 調整後 株式数×行使価額+株式数×払込金額
 ＝

行使価額 既発行株式数+新発行株式数

なお、合併、資本の減少、株式の分割・併合、その他本新株引受権の要項

東京都中央区日本橋人形町一丁目14番8号
 リアライズ・アドバンステクノロジー株式会社
 会社法人等番号 0199-01-008396

に定める一定の場合にも調整されるものとし、いかなる場合においても行使価額は当社額面普通株式の額面金額を下回らないものとする。 <u>④新株の引受権の行使により発行する株式の内容</u> <u>無額面普通株式</u>	
平成14年 7月 1日更正 <u>新株の引受権を行使することのできる期間</u> <u>平成12年7月1日から平成19年3月31日まで（権利行使請求期間の最終日が当社の休日に当たる場合はその前営業日が最終日となる。）</u> <u>各新株引受権付社債の金額</u> <u>金100万円</u> <u>本社債には新株の引受権が付されている。</u>	
平成13年 7月 2日登記	
平成19年2月28日引受権全部行使 平成19年 3月 1日登記	
<u>合併によりユーシーティー株式会社から承継した第1回無担保新株引受権付社債</u> <u>新株引受権付社債の総額</u> <u>金0円</u> <u>新株の引受権の行使によって発行すべき株式の発行価額の総額</u> <u>金4500万円</u> <u>金3500万円</u> 平成15年12月15日変更 平成16年 1月26日登記 <u>金2000万円</u> 平成18年 6月 5日変更 平成18年 6月30日登記 <u>各新株引受権付社債につき払い込んだ金額</u> <u>金額</u> <u>新株の引受権の内容</u> <u>①権利行使により発行すべき株式数</u> <u>本新株引受権証券1枚につきその割当金額（金250万円）を行使価額で除した数とし、同一本新株引受権者が同一機会に複数の本新株引受権証券を提出した場合は、当該枚数と割当金額の積を行使価額で除した数とする。</u> <u>ただし、本新株引受権の行使により1株未満の端数が生じるときは、その端数は切り捨てて、各本新株引受権の一部行使の場合には、その残余については、これを放棄したものとみなす。</u> <u>②新株の引受権の行使により発行する株式の発行価額（行使価額）</u> <u>当初1株につき金5万円</u> <u>③行使価額の調整</u> <u>行使価額は、当会社が新株引受権付社債発行後、行使価額を下回る払込金額で新株式を発行する場合は、次の算式により調整される。</u> <u>（コンバージョン・プライス方式）</u> $\text{調整後} = \frac{\text{既発行 調整前 新発行 1株当り}}{\text{株式数} \times \text{行使価額} + \text{株式数} \times \text{払込金額}}$ <u>行使価額 既発行株式数 + 新発行株式数</u> <u>なお、合併、資本の減少、株式の分割・併合、その他本新株引受権の要項に定める一定の場合にも調整されるものとする。</u> <u>④新株の引受権の行使により発行する株式の内容</u> <u>普通株式</u>	

東京都中央区日本橋人形町一丁目14番8号
 リアライズ・アドバンステクノロジー株式会社
 会社法人番号 0199-01-008396

新株の引受権を行使することのできる期間 <u>平成12年3月1日から平成19年2月25日まで（権利行使請求期間の最終日が当社の休日に当たる場合はその前営業日が最終日となる。）</u> <u>各新株引受権付社債の金額</u> <u>金250万円</u> <u>本社債には新株の引受権が付されている。</u>	平成14年 7月 1日登記
平成19年2月28日引受権全部行使	平成19年 3月 1日登記
合併によりアイ・アンド・エフ株式会社から承継した第1回無担保新株引受権付社債 <u>新株引受権付社債の総額</u> <u>金0円</u> <u>新株の引受権の行使によって発行すべき株式の発行価額の総額</u> <u>金7000万円</u> <u>金5500万円</u> <u>金2500万円</u>	平成15年12月15日変更 平成16年 1月26日登記 平成17年 3月17日変更 平成17年 4月 1日登記
各新株引受権付社債につき払い込んだ金額 <u>全額</u>	
新株の引受権の内容 <u>①権利行使により発行すべき株式数</u> <u>本新株引受権証券1枚につきその割当金額（金500万円）を行使価額で除した数とし、同一本新株引受権者が同一機会に複数の本新株引受権証券を提出した場合は、当該枚数と割当金額の積を行使価額で除した数とする。ただし、本新株引受権の行使により1株未満の端数が生じるときは、その端数は切り捨てる。各本新株引受権の一部行使の場合には、その残余については、これを放棄したものとみなす。</u> <u>②新株の引受権の行使により発行する株式の発行価額（行使価額）</u> <u>1株につき金20万円</u> <u>③行使価額の調整</u> <u>行使価額は、当会社が新株引受権付社債発行後、行使価額を下回る払込金額で新株式を発行する場合は、次の算式により調整される。</u> <u>（コンバージョン・プライス方式）</u> $\text{調整後} = \frac{\text{既発行 調整前 新発行 1株当り}}{\text{株式数} \times \text{行使価額} + \text{株式数} \times \text{払込金額}}$	
<u>行使価額</u> $\frac{\text{既発行株式数} + \text{新発行株式数}}{\text{既発行株式数} + \text{新発行株式数}}$ <u>なお、合併、資本の減少、株式の分割・併合、その他本新株引受権の要項に定める一定の場合にも調整されるものとする。</u> <u>④新株の引受権の行使により発行する株式の内容</u> <u>普通株式</u> <u>⑤権利行使により発行すべき株式数</u> <u>本新株引受権証券1枚につきその割当金額（金500万円）を行使価額で除した数とし、同一本新株引受権者が同一機会に複数の本新株引受権証券を提出した場合は、当該枚数と割当金額の積を行使価額で除した数とする。ただし、本新株引受権の行使により1株未満の端数が生じるときは、その</u>	

東京都中央区日本橋人形町一丁目14番8号
リアライズ・アドバンステクノロジー株式会社
会社法人番号 0199-01-008396

端数は切り捨てる。各本新株引受権の一部行使の場合には、その残余につ
いては、これを放棄したものとみなす。

②新株の引受権の行使により発行する株式の発行価額（行使価額）

1株につき金18万7671円

③行使価額の調整

行使価額は、当会社が新株引受権付社債発行後、行使価額を下回る払込金
額で新株式を発行する場合は、次の算式により調整される。

（コンバージョン・ブライズ方式）

調整後 $\frac{\text{既発行 調整前 新発行 1株当り}}{\text{株式数} \times \text{行使価額} + \text{株式数} \times \text{払込金額}}$

行使価額 $\frac{\text{既発行株式数} + \text{新発行株式数}}$

なお、合併、資本の減少、株式の分割・併合、その他本新株引受権の要項
に定める一定の場合にも調整されるものとする。

④新株の引受権の行使により発行する株式の内容

普通株式

平成15年11月27日変更 平成17年 4月 1日登記

①権利行使により発行すべき株式数

本新株引受権証券1枚につきその割当金額（金500万円）を行使価額で
除した数とし、同一本新株引受権者が同一機会に複数の本新株引受権証券
を提出した場合は、当該枚数と割当金額の積を行使価額で除した数とする。
ただし、本新株引受権の行使により1株未満の端数が生じるときは、その
端数は切り捨てる。各本新株引受権の一部行使の場合には、その残余につ
いては、これを放棄したものとみなす。

②新株の引受権の行使により発行する株式の発行価額（行使価額）

1株につき金17万9179円

③行使価額の調整

行使価額は、当会社が新株引受権付社債発行後、行使価額を下回る払込金
額で新株式を発行する場合は、次の算式により調整される。

（コンバージョン・ブライズ方式）

調整後 $\frac{\text{既発行 調整前 新発行 1株当り}}{\text{株式数} \times \text{行使価額} + \text{株式数} \times \text{払込金額}}$

行使価額 $\frac{\text{既発行株式数} + \text{新発行株式数}}$

なお、合併、資本の減少、株式の分割・併合、その他本新株引受権の要項
に定める一定の場合にも調整されるものとする。

④新株の引受権の行使により発行する株式の内容

普通株式

平成16年 1月23日変更 平成17年 4月 1日登記

新株の引受権を行使することのできる期間

平成11年5月1日から平成17年3月17日まで（権利行使請求期間の
最終日が当会社の休日に当たる場合はその前営業日が最終日となる。）

各新株引受権付社債の金額

金500万円

本社債には新株の引受権が付されている。

平成14年 7月 1日登記

平成17年3月17日引受権行使期間満了

平成17年 4月 1日登記

東京都中央区日本橋人形町一丁目14番8号
 リアライズ・アドバンステクノロジー株式会社
 会社法人等番号 0199-01-008396

取締役会設置会社 に関する事項	取締役会設置会社 平成17年法律第87号第1 36条の規定により平成18 年 5月 3日登記
監査役設置会社 に関する事項	監査役設置会社 平成17年法律第87号第1 36条の規定により平成18 年 5月 3日登記
登記記録に関する 事項	平成元年法務省令第15号附則第3項の規定により 平成11年 5月20日移記

これは登記簿に記録されている開鎖されていない事項の全部であることを証明
 した書面である。

平成19年 9月26日

東京法務局
 登記官

齋 藤 和 博



PATENT